

第16章 環境問題に関する知識の普及等

第1 環境月間行事の実施等

1 環境月間及び瀬戸内海環境保全月間行事の実施

国では昭和48年から「世界環境デー」の6月5日を初日とする「環境週間」を設定して、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すため毎年各種の行事を実施している。

本府においては、国の「環境週間」を中心に毎年6月を「環境月間」とし、広く府民、事業者等に対して公害の防止と良好な生活環境の保全に関する意識の向上を図るとともに、府や市町村が推進する環境行政に対する理解と協力を求めるとしており、平成元年度においては、環境フェア、快適環境府民会議等を行った。

また、昭和48年以降、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主唱により「瀬戸内海環境保全月間」が設定され（昭和52年度からは社団法人瀬戸内海環境保全協会が主唱）、府としても環境週間及び環境月間行事と併せて前年度に引き続き、広く瀬戸内海の環境保全に関する府民の認識を深めるため、各種の広報活動を行った。

平成元年度における環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の実施の概要は表2-16-1のとおりである。

2 快適環境府民会議の開催

快適な環境づくりに対する府民の積極的な取組みを呼びかけるため、広く府民が集い、大阪の快適環境づくりを共に考え、語り合い、知恵やアイデアを出し合う場として「快適環境府民会議」を昭和58年度から開催している。

平成元年度における快適環境府民会議は第1部「地球環境問題を考える」、第2部「環境保全、その国際化への挑戦」をテーマに次のとおり開催した。

開催日 平成元年6月5日（月）

会場 近鉄百貨店阿倍野店8階ビデオスタジオ100

参加者 約130名

プログラム 第1部「地球環境問題を考える」

講演 大喜多 敏一（桜美林大学国際学部教授）

ビデオ上映 ～大気に異変が起きている～

第2部「環境保全、その国際化への挑戦」

パート1 「日本環境保護国際交流会の活動とコンセプト」

サージ・グリュシュコフ（日本環境保護国際交流会）

パート2 「環境保全における非営利法人についての法的考察」

ジェームス・P・グリフィス（日本環境保護国際交流会）

パート3 「八重山の自然」

スライド上映

3 環境保全に関する啓発等

(1) 広報パンフレット等の配付

府民及び事業者に対し、府の環境保全に関する各種施策の実施について協力を求めるとともに、環境保全に関する知識の普及を図るため、「大阪の環境」等のパンフレットを作成し配付した。

(2) 社団法人瀬戸内海環境保全協会の活動

瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全に関する調査研究等の事業を行うため、昭和51年12月に設立された社団法人瀬戸内海環境保全協会（瀬戸内海沿岸13府県5市、沿岸地区衛生組織及び沿岸漁業協同組合連合会等40団体で構成）では、瀬戸内海の環境保全に関する研修会、各種広報活動をはじめ、生物指標調査、清掃美化活動等の事業を推進するとともに、国に対し瀬戸内海の環境保全に関する諸施策の推進について要望を行った。

第2 環境教育の推進

現在の複雑多様化する環境問題を解決し、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくためには、一人ひとりの住民が自己を取り巻く環境に対する理解と認識を深め、環境に配慮した適切な行動をとることが重要である。

このため、体系的、総合的な環境教育を進めるため、「大阪府環境教育基本方針検討委員会」を設置し、平成元年3月に、その報告書をとりまとめたが、平成元年度においては、それらをふまえつつ次の事業を実施した。

表2-16-1 環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の概要（平成元年度）

行 事 名		実 施 機 関	行 事 内 容	備 考	環	瀬
府民とともに行動する	環境フェア	大 阪 府	「みんなできぎうこう よりよい環境」をテーマとして、府民の日常生活に起因する都市・生活型公害や地理的規模の環境問題について、府民とともに考え、自らのライフスタイルを見直す機会となるよう展示・実演を行い、また府民参加コーナーや子供たちにも人形劇等のアトラクションを実演した。 (平元. 6. 3~5)	参 加 者 数 約 3,000名	※	
	海辺の教室	大 阪 府 伊瀬戸内海環境保全協会	環境保全思想の普及啓発を目的とした講演会を開催した後、海に親しむために、カッター等に乗船した(平元. 8. 7)。	参 加 者 数 約 180名	※	
	子供のための公害監視センター環境データー	大 阪 府	小学生を対象に公害監視センター見学会を実施した。(平元. 6. 12~13)	参 加 者 数 約 100名	※	
	近隣騒音防止のためのモデル授業	大 東 大 阪 市	近隣騒音対策の一環として、ビデオ教材を使用して小学校5年生を対象とする授業を行った。	参 加 者 数 約 200名	※	
会議を開催する	快適環境府民会議	大 阪 府	将来にわたって快適な環境を創造していくため、注目されているオゾン層保護や温室効果、熱帯林の減少等の地球環境問題をテーマに、府民とともに考える場として基調講演、事例報告を行った。 (平元. 6. 5)	参 加 者 数 約 130名	※	
	大阪自動車公害対策推進会議	大 阪 府 近畿運輸本部 他 19団体	自動車公害対策の推進を図ることを目的として開催し、元年度の活動方針と国への要望事項を決定した。 (平元. 6. 14)		※	
指導・検査等を行う	公害防止の自主点検の指導と立入検査の実施	大 阪 府	工場等に対して立入検査を強化し、規制遵守と公害防止のための自主点検の指導を行った。	実 施 件 数 大気 459件 水質 297件	※	※
	自動車排出ガス等街頭検査	大 阪 府 府下各市町村 警 警 本 部 近畿運輸支局 大阪陸運支局 車 連 協 自 检 協	自動車の排出ガスの街頭における検査の実施及び自動車排出ガス低減のための啓発を行った。			
	産業廃棄物の埋立処分場及び保管施設の重点立入指導	大 阪 府	産業廃棄物の埋立処分場、保管施設(中繼所)に対し立入を行い、適正な維持管理が行われるよう指導した。		※	
	企業団地に対する産業廃棄物の適正処理指導	大 阪 府	企業団地組合員を対象に産業廃棄物の適正処理講習会を6会場で実施した。 (平元. 6. 7~28)	参 加 者 数 207名	※	
啓発・普及を行う	公害監視センターの一般公開	大 阪 府	公害監視センターを府民に公開した。		※	
	ポスターの掲示	大 阪 府	・環境月間ポスター ・環境週間ポスター ・瀬戸内海環境保全月間ポスター ・自動車公害防止啓発ポスター		※	※
	テレビ、ラジオ等による広報	大 阪 府	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、月間の趣旨等をP.R.した。			

(注) 1 「環」は環境月間行事、「瀬」は瀬戸内海環境保全月間行事を示す。

2 ※は、それぞれの関係行事として実施したものである。

1 環境教育モデル事業の実施

市町村と連携して、環境教育を進めるため、府下4市（河内長野、八尾、堺、吹田の各市）と共に自然学習や講演会などの環境教育モデル事業を実施し、その内容を報告書として取りまとめた。

2 小学校教諭向け環境教育の手引書の作成・配布

環境教育を学校教育の中で推進していく一助とするため、府教育委員会と連携し、小学校高学年担当教諭向けの環境教育手引書「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」を作成し、府下の小学校に市教育委員会を通じて、配布した。

3 環境教育・啓発活動実践事例集の作成

府下で実施されている環境教育活動等の状況について把握を行い、今後の環境教育の推進に資するとともに、情報提供を行うため、本府並びに府下市町村等で実践されている環境教育及び環境啓発活動について実践事例集として取りまとめた。

4 啓発ビデオの作成

自動車の排出ガスを好物とする仮想の悪魔「ノクシイ」を登場させ、自動車から排出する窒素酸化物の削減方法やその重要性をわかり易く解説した自動車公害防止啓発ビデオ「くたばれノクシイ！」（15分）を制作した。

第3 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境に生息する生物の実態を府民自らが観察することによって河川の水質状況を知り、水質保全の重要性についての理解と認識を深めることを目的として、府民参加による「水質環境モニタリング事業」を昭和57年度淀川流域を対象として開始し、昭和60年度から対象河川を府下全域に拡大して実施している。

平成元年度においては夏期にモニタリング期間を設定し、モニターに「観察の手引」を配付し、この手引書にしたがって、水質環境の指標となる生物等（水生生物、魚、植物、鳥、川のようす等）を府下の河川で観察してもらい、その結果を所定の「観察カード」で報告してもらった。また、この期間中にモニターに観察の方法、生物の生態等の知識を習得してもらうため、専門家の指導のもとで、野外観察会を5回実施するとともに、モニターの質的向上を図り、自主観察の定着化を促進するため研修会を2回実施した（表2-16-2）。

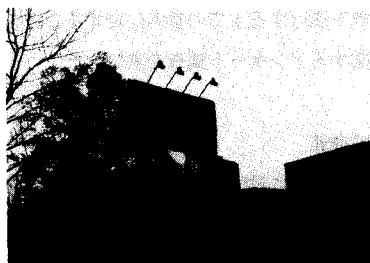
なお、モニターからの報告は、「89府民のみた川」としてとりまとめ、水質保全の啓発活動を行った。

表2-16-2 水質環境モニタリング実施状況（平成元年度）

モニタリング期間	7月20日～8月10日	研修会実施日	7月21日	7月24日
観察報告数（名）	1,021	出席者数（名）	153	85
観察会の開催（回）	5	計		238
観察会参加者数（名）	1,053			

第4 環境表示盤による環境情報の提供

平成元年3月に設置した環境情報表示盤（大阪市中央区北浜4丁目）を通して、二酸化窒素や二酸化硫黄の濃度などの大気汚染状況や騒音等の測定値を表示するほか、カラーグラフィック機能を活用して、環境月間などの行事案内や大気、水質、騒音、廃棄物等に関する環境情報をはじめ、広く府政全般に及ぶ各種情報の提供を行っている。



環境情報表示盤

第5 大阪府環境情報コーナーの運営

環境情報に対する府民のニーズに応えて、環境に関する情報を収集整理し、広く府民に提供、公開するとともに、昭和59年4月の環境影響評価要綱の施行に伴い環境影響評価についての相談等に応じるため昭和59年6月の環境月間を機に「大阪府環境情報コーナー」（大阪市中央区本町1-4-8ひし富ビル2階内）を開設した。

平成元年度においても引き続き環境情報の充実に努め、平成元年度末での蔵書数は環境局が発行、收受したものを中心に図書、資料類4,641点を公開し、平成元年度中の利用者数はのべ2,148名であった。また、平成元年6月には環境教育・啓発用として「環境ビデオライブラリー」を設け、平成元年度のビデオテープ貸出し件数はのべ70件、利用者からの報告による視聴者数はのべ8,507名であった。

第6 公害モニター制度の運営

公害の発生状況を把握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年度から大阪府公害モニター制度を設置しているが、平成元年度における公害モニター（100名）の活動状況は次のとおりである。

担当地区における公害モニターからの報告及び意見の提出は、総数604件で、そのうち公害が発生しているとするものは12件（騒音・振動2件、大気汚染2件、水質汚濁2件、悪臭4件、その他2件）であり、これらの報告に基づき関係機関と協力してその処理を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは12件（騒音・振動3件、大気汚染1件、水質汚濁3件、その他5件）で、公害モニターの公害行政に対する意見は36件（大気汚染8件、水質汚濁3件、騒音・振動3件、その他22件）となっている。

さらに公害モニターの環境問題に関する知識の向上を図るため、平成2年2月22日、大阪府薬剤師会館において地球環境とわたし達のくらしと題して研修会を実施した。

これらのほかに、環境行政を遂行する上での参考に資することを目的として公害モニターに対し、大気の汚染防止に関するアンケート調査を実施した。

第7 環境面での国際交流の推進

地球的規模で環境汚染、環境破壊に対応し、国際的な環境協力を推進するため、本府がこれまで取り組んできた環境対策の手法や技術を生かした環境面での国際交流を進めている。

平成元年度においては、インドネシア東ジャワ州の研修生を11月1日から28日まで、28日間受け入れ、同州の水質汚濁、大気汚染等公害問題の早期解決に資するため、大阪府公害監視センター等で研修を実施した。

また、中国上海市との間で水質保全専門家3名を10日間相互に派遣し、水質監視等についての技術交流を行った。